

---

プロジェクト **実務対応**

項目 **退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直し**

---

## I. 本資料の目的

1. 第 293 回企業会計基準委員会（8 月 8 日開催）において、「退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い」を新規テーマとして取り上げることを提案し、了承された。本資料は、第 62 回実務対応専門委員会（8 月 20 日開催）及び第 64 回実務対応専門委員会（9 月 19 日開催）において検討された下記の事項について審議することを目的とする。

- 複数事業主制度を採用している場合の注記内容の明確化
- 複数事業主制度における自社の負担に属する年金資産等の計算基準の明確化
- 簡便法を適用する場合の退職給付債務の計算方法の明確化

## II. 検討の経緯

2. 退職給付に関する会計基準においては、複数の事業主によって設立された確定給付企業年金制度を採用している企業で、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合には、当該年金制度全体の直近の積立状況等について注記することとされている。

これに関連して、平成 24 年 1 月 31 日付で、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的取扱いについて」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について等の一部改正について」（以下、「厚生労働省通知」という。）が発出され、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度の財務諸表の勘定科目や表示方法が変更されている（詳細については、審議(3)参考資料を参照）。

3. このため、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度の財務諸表の表示等の変更による影響を整理し、複数事業主制度を採用している場合の注記内容の明確化の対応を検討した。
4. また、退職給付会計基準、適用指針及び他の適用指針等で厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度の財務諸表の勘定科目や表示方法の変更に関連する用語<sup>1</sup>を使用している箇所を確認し、追加的に検討を行う必要がある論点がないかの検討を行った。その結果、複数事業主制度における自社の負担に属する年金資産等の計算基準

---

<sup>1</sup> 「給付債務」「数理債務」及び「未償却過去勤務債務」の使用箇所を確認した。

及び簡便法を適用する場合の退職給付債務の計算方法について、影響がある可能性があるかと判断したため、その対応も検討した。

5. なお、本件の検討にあたっては、別途、退職給付専門委員会の専門委員からも意見を聴取している。

### III. 複数事業主制度を採用している場合の注記内容の検討

#### 複数事業主制度の注記において開示すべき金額の検討

6. 退職給付会計基準では、複数事業主制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合には、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行い、当該年金制度全体の直近の積立状況等について注記することとされている。

この年金制度全体の直近の積立状況等とは、年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいう（退職給付適用指針第 65 項）ものとされている。当該注記事項は、自社の負担に属する年金資産等の計算ができない場合においても、将来の負担額の見込みに関する目安として開示が求められている（退職給付適用指針第 125 項）ものである。

7. これまで複数事業主制度を採用している場合の年金制度全体の直近の積立状況等の注記においては、給付債務として数理債務+最低責任準備金（継続基準）の金額、年金資産の額として純資産額を注記していたと考えられる。
8. 今回の厚生年金基金財政運営基準の改正により未償却過去勤務債務残高は数理債務から差し引かれて責任準備金に含まれることとなった。この年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高は、将来の特別掛金により基金において回収が予定されている金額であり、加入者から見れば今後支払うこととなる金額である。このため、責任準備金の額に未償却過去勤務債務残高を加えた年金財政上の債務の総額に相当する金額が、加入者にとっての将来の負担額の目安であると考えられる。仮に、改正後の責任準備金（プラスアルファ部分の責任準備金+最低責任準備金）の開示を要求する場合、当該金額から年金資産の額を差し引いた額は基金の不足金に近似するが、将来の負担額の見込みを開示させるという観点からは、未償却過去勤務債務残高を加えたほうが適切と考えられる。
9. したがって、今回の厚生年金基金財政運営基準の改正後においても、従来どおり、年金財政上の債務の総額に相当する金額の開示を求めるために、未償却過去勤務債

務残高+責任準備金(プラスアルファ部分の責任準備金+最低責任準備金)の開示を求めることが考えられるかどうか。

#### 名称の検討

10. 「給付債務」という勘定科目については、厚生年金基金財政運営基準の貸借対照表の様式上からは削除されている。年金財政上の貸借対照表においては、給付債務に代わる勘定科目が新設されているわけではない。
11. これまでは「給付債務の額」として数理債務+最低責任準備金(継続基準)の金額が注記されているが、今回の改正後においても、従来どおり、年金財政上の債務の総額に相当する金額として、未償却過去勤務債務残高+責任準備金(プラスアルファ部分の責任準備金+最低責任準備金)を開示する方向性で検討している。改正前後において同水準の注記金額を要求する方向性であることを踏まえると、退職給付適用指針において従来と大きく異なる名称に変更することは、実務が混乱する可能性がある。
12. よって、厚生年金基金財政運営基準の貸借対照表の様式上からは削除されているものの、引き続き「給付債務の額」という名称を使用することでどうか。その際、給付債務の額は、責任準備金に未償却過去勤務債務残高を加算した額である旨の補足説明を退職給付適用指針第65項に追加することが考えられるかどうか。

#### IV. 自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準の検討

13. 退職給付適用指針第63項において、複数事業主制度を採用している場合で、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準について以下のとおり規定されている。

63. 複数事業主制度を採用している場合の、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準(会計基準第33項(1))としては、次に例示する額についての制度全体に占める各事業主に係る比率によることができるものとする。

- (1) 退職給付債務
- (2) 年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額
- (3) 年金財政計算における数理債務の額
- (4) 掛金累計額
- (5) 年金財政計算における資産分割の額

14. 今回の年金財政計算の財務諸表の様式の変更により、退職給付適用指針の第63項(2)の金額は、年金財政計算の貸借対照表上、責任準備金として表示され、また、

退職給付適用指針の第 63 項(3)の金額は年金財政計算の貸借対照表に表示されないこととなった。

15. 複数事業主制度を採用し、合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算を行っている場合は、合理的な基準が変更されると、会計処理に影響を与えるため、年金財政の財務諸表の様式改正後も、同一内容の基準が継続的に適用されるようにする必要があると考える。合理的な基準に退職給付適用指針第 63 項(2)又は(3)を使用して行っている場合において、年金財政の財務諸表の様式改正後も合理的な基準の内容は変更がない旨を明記することが考えられるがどうか。

## V. 簡便法による退職給付債務の計算方法の検討

16. 退職給付会計基準第 26 項においては、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において簡便な方法を用いて退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができるとされている。この簡便な方法(以下「簡便法」という。)を適用する場合の退職給付債務の計算方法は、退職給付適用指針において以下のとおりとされている。

50. 小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択して退職給付債務を計算する。いったん選択した方法は、原則として継続して適用する。

(1) 退職一時金制度

(省略)

(2) 企業年金制度

- ① 会計基準(又は平成 10 年会計基準)の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比(比較指数)を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法(翌年度以後においては計算基礎等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。)

なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の直近の年金財政計算における数理債務の額に乘じた金額を退職給付債務とする方法も適用することができる。

- ② 在籍する従業員については上記(1)②又は(1)③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法

③ 直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法

51. 退職一時金制度の一部を企業年金制度に移行している事業主においては、次のいずれかの方法で退職給付債務を計算する。

(1) 退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、前項の方法によりそれぞれ計算する方法

(2) 在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の数理債務の額をもって退職給付債務とする方法

17. 上記のとおり、簡便法を採用している企業は、企業年金制度に係る部分の退職給付債務を、年金財政計算上の数理債務の額あるいは、数理債務に一定の調整を加えた金額とするとされている。簡便法を採用している企業が確定給付企業年金制度に加入している場合、確定給付企業年金制度において財務諸表の様式が改正されており、貸借対照表には「数理債務」の金額が開示されない。
18. また、退職給付適用指針第 112 項において、「年金財政計算上の数理債務の額とは、企業年金制度における将来の給付現価から将来の標準掛金による収入現価を控除したものである。数理債務は、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度における責任準備金とは異なるものであるが、改正前指針においては、こうした数理債務と責任準備金が必ずしも明確に区別されていない部分があったことから、本適用指針ではこの点を明確化している。」とあり、数理債務と責任準備金は異なる旨が明記されている。
19. 退職給付適用指針第 50 項及び第 51 項の規定は、小規模企業等において簡便的に退職給付債務の総額を計算することを認めたものであり、年金財政の財務諸表の様式の変更後も、退職給付債務の総額に相当する金額を変更する必要はないと考える。したがって、簡便法による退職給付債務は、年金財政の財務諸表の様式の変更後も、責任準備金ではなく、数理債務をベースに計算することとなると考えられる。ただし、年金財政の貸借対照表上、数理債務の金額が開示されていないため、数理債務は責任準備金に未償却過去勤務債務を加算して算出する等の補足説明を適用指針に追加することが考えられるがどうか。

## VI. 適用時期等

20. 今回の厚生労働省通知の改正は、平成24年3月31日を含む事業年度の翌事業年度における基金の決算から適用されている。既に改正後の厚生労働省通知に基づき各社の決算が行われていることから、改正退職給付適用指針の適用時期は、公表日以後とすることが考えられるがどうか。
21. 既に公表されている過年度の財務諸表における複数事業主制度の注記については、基金の改正後の財務諸表をベースに、各社の判断により開示していると考えられるが、遡及処理にあたっての実務上の負担は大きくないと考えられ、比較情報の有用性を高める観点から、原則どおり、過年度の注記については、改正後の退職給付適用指針に基づく注記を遡及処理することが考えられるがどうか。

## VII. 実務対応専門委員会及び退職給付専門委員会から聞かれた意見

22. これまでの実務対応専門委員会及び退職給付専門委員会からは、以下のような意見が聞かれている。

### 【事務局の方向性に同意する意見】

- ・ 責任準備金と未償却過去勤務債務残高を合算した金額を開示することに賛成である。
- ・ 企業の経理担当者は、年金財政の財務諸表に詳しくないことも考えられるので、補足説明を適宜入れていただきたい。
- ・ 方向性に異存はないが、責任準備金は、数理債務から未償却過去勤務債務を控除して算出するものであるため、文案において表現は検討いただきたい。

### 【情報の入手可能性に関する意見】

- ・ 加入者が数理債務と未償却過去勤務債務の金額を入手可能かどうか確認したうえで対応いただきたい。
- ・ 遡及処理を求めるのであれば、過年度の数値も入手可能かどうかを確認したうえで対応いただきたい。

### 【「給付債務の額」の名称を変更すべきという意見】

- ・ 厚生年金基金制度の財務諸表の表示に関する改正に沿わない必要性はないため、「給付債務の額」を引き続き使用するのではなく、厚生年金基金制度の財務諸表の表示の改正に合わせて名称を変更すべきである。

### 【その他の意見】

- ・ 年金資産が最低責任準備金を下回る（「代行割れ」）基金の加入事業所に対して求める拠出負担額は、最低責任準備金を下回る額とするケースが多いと思われる。現在の注記規定は、代行割れではない基金を前提として、将来の負担の目安の注記を求めているものであると考えられ、代行割れ基金が解散する場合

の将来の負担の目安として、これに加えて最低責任準備金の額を記載することを検討いただきたい。

- ・ 年金財政の財務諸表においては、責任準備金は給付債務から未償却過去勤務債務を控除して開示されている旨を適用指針等に記載いただきたい。

23. 上記の意見に対して、次の対応案が考えられる。

- ・ 「名称を変更すべき」という意見  
⇒ 第62回実務対応専門委員会（8月20日開催）においては、名称を変更する案（給付に係る債務の額）を提示したが、従来の給付債務の額は実務で定着しているので名称を変更すべきでない、という意見が聞かれたため、第12項に記載のとおり、引き続き「給付債務の額」という名称を使用する案としている。実務に配慮すると、従来の名称を使用する案が考えられるがどうか。
- ・ 「最低責任準備金の額」や「年金財政の財務諸表において、責任準備金は給付債務から未償却過去勤務債務を控除して開示されている旨」を開示項目として追加する意見  
⇒ いずれの項目も有用性はあると考えられる。しかしながら、今般の対応は、厚生労働省通知が発出されたことにより、現行の規定の明確化を図ることを目的としている。このため、新たな開示項目は追加しない方向性が考えられるがどうか。

#### ディスカッション・ポイント

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度の財務諸表の表示の改正に伴う以下の対応についてご意見をお伺いしたい。

- ・ 複数事業主制度を採用し、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合の注記内容について、従来どおりの金額（未償却過去勤務債務残高＋責任準備金（プラスアルファ部分の責任準備金＋最低責任準備金））の開示を求めること。

- ・ 複数事業主制度を採用している場合に、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準について、内容には変更がない旨を明記すること。

- ・ 簡便法による退職給付債務の計算方法について、従来どおりの金額（責任準備金に未償却過去勤務債務を加算した額）を求めること。

以上